

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年10月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第86号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第5条の5及び第6条中「同条第3項並びに条例」を「条例第9条の3，第12条第3項。」に改める。

第9条の2を第9条の3とし，第9条の次に次の1条を加える。

(住宅用防災警報器等の設置免除に係る基準)

第9条の2 条例第30条の2第2項第1号括弧書き，第6号及び第7号の規定により定める基準は，告示するものとする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「第16号」を「第17号」に改め，「の各号」を削り，同項第1号中「炉・^{ちゅう}厨房設備・ふろがま・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸かし設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機設置届出書」を「炉・^{ちゅう}厨房設備・ふろがま・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機設置届出書」に改め，同項第2号中「変電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書」を「燃料電池発電設備・変電設備・内燃機関を原動力とする発電設備・蓄電池設備設置届出書」に改める。

別表1の項中「同条第3項」を「条例第9条の3，第12条第3項」に改め，「規定する」の右に「燃料電池発電設備，」を，「変電設備，」の右に「内燃機関を原動力とする」を加える。

第3号様式中「甲種・乙種」及び「第 号」を削る。

第4号様式の2（第1面）中

給湯湯沸設備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

を

給湯湯沸設備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
燃料電池発電設備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

に、「発電設備」を「内燃機関を原

動力とする発電設備」に改める。

第4号様式の4中「第9条の2関係」を「第9条の3関係」に改める。

第7号様式注以外の部分中

「炉・^{ちゅう}厨房設備・ふろがま・温風暖房機
 ボイラー・給湯湯沸かし設備・乾燥設備・サウナ設備 設置届出書 を
 ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機 」

「炉・^{ちゅう}厨房設備・ふろがま・温風暖房機
 ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 設置届出書 に改める。
 ヒートポンプ冷暖房機・火花を生じる設備・放電加工機 」

「変電設備

第8号様式注以外の部分中 発電設備 設置届出書 を

蓄電池設備 」

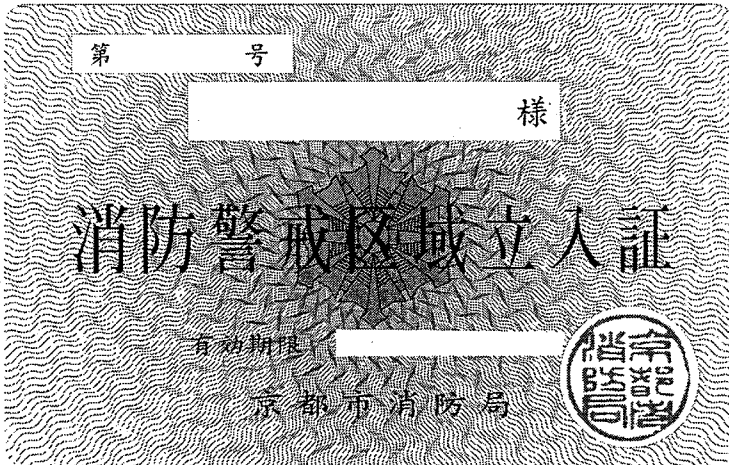
「燃料電池発電設備
 変電設備 変電設備
 設置届出書に、発電設備 を
 内燃機関を原動力とする発電設備
 蓄電池設備 蓄電池設備」

「燃料電池発電設備
変電設備
内燃機関を原動力とする発電設備
 に改め、同様式注2中「欄には」の右に

□蓄 電 池 設 備」

「, 燃料電池発電設備」を, 「変電設備又は」の右に「内燃機関を原動力とする」を加える。

第18号様式(表面)を次のように改める。



附 則

この規則は, 平成17年11月1日から施行する。ただし, 第9条の2を第9条の3とし, 第9条の次に1条を加える改正規定及び第4号様式の4の改正規定は, 平成18年6月1日から施行する。

(消防局予防部予防課)